

4 良質な市街地形成、安全で安心して暮らせる居住環境をめざして〔建築課建築指導室〕

(1) 次世代へつなぐ良質な建築ストックの形成（建物の安全・安心・長寿命化の推進）

■「建築基準法」に基づく確認、検査

良質な建築ストックの形成に向け、不特定多数が利用する建築物および、住宅等を対象として、特定工程を指定し、中間検査を実施するなど、建築物の建築確認、中間検査、完了検査を通して、安全・安心な建築物の整備を推進します。

建築確認件数（実績） （計画変更、建築設備、工作物は除く）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	7,330	7,090	6,919	7,070	6,702

■「建築基準法」に基づく定期調査、定期検査

不特定多数の人が利用する特殊建築物やエレベーター、エスカレーター、防火設備など建築設備の定期調査・定期検査の報告に基づき、施設の安全性維持の指導・助言を行います。

■「建築物省エネ法」に基づく認定等

省エネ性能向上計画、長期優良住宅、低炭素建築物の認定制度や省エネ基準適合判定により、良いものを作って適正に管理をし、長期にわたって使用可能な、質の高い住宅ストックの形成や低炭素社会に向けた省エネルギー性能の高い建築物の促進を図ります。

■「バリアフリー法」に基づく認定等

バリアフリー法による認定や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」による届出を通じて、特定建築物のユニバーサルデザイン化を進め、誰もが安心して利用できる建築物の普及を目指します。

(2) 災害への備え（地震防災対策の推進）

■既存建築物の耐震診断、耐震改修の推進

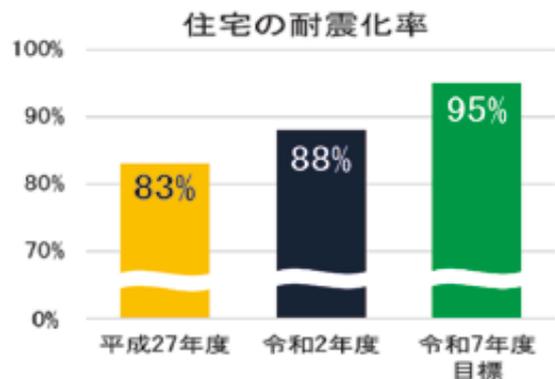
災害に備えのある安全な地域社会づくりを進めるため、住宅や建築物の耐震診断・耐震改修を促進するとともに、人の生命を守る減災への取組みを進めます。

■耐震診断義務付け対象建築物の耐震化促進

大地震発生時の避難所等として利用可能な大規模建築物（要緊急安全確認大規模建築物）と、建築物の倒壊による閉塞のおそれが高い道路の沿道建築物（避難路沿道建築物）など、耐震診断が義務化された建築物の耐震化を支援しています。

■被災建築物応急危険度判定の体制整備

被災後の余震による被災建築物の倒壊などから生じる二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、応急危険度判定士を養成し、万が一の地震災害に備えます。



被災建築物応急危険度判定士
(令和6年3月末日現在) 1,246名

被災建築物応急危険度判定派遣実績（延べ人数）

	県	市町	民間	日数
阪神淡路大震災（H7）	80	45	121	20
新潟中越地震（H16）	28	14		7
新潟中越沖地震（H19）	12	18		5
熊本地震（H28）	30	18	24	9
大阪北部地震（H30）	23	19		6
能登半島地震（R06）	48	84		18



能登半島地震での被災建築物応急危険度判定の様子

建 築 課

1 「安全・快適な県有建築物」の整備

限られた予算・資源を大切にしながら、耐震化等による防災機能の向上やユニバーサルデザインへの対応、長寿命化や環境への負荷の低減などの社会的な課題や県民ニーズに対応した設計や工事を行い、誰もが使いやすい安全で快適な県有建築物の整備を進めています。

令和5年度の主な工事等

- 今掘（東近江）県営住宅第Ⅱ期建替工事
- 草津養護学校グラウンド教室棟増築その他工事
- 琵琶湖モーターボート競走場空調熱源改修工事



今掘（東近江）県営住宅第Ⅱ期建替工事（完成外観予想図）



能登川高校ボクシング練習場新築工事（完成内観予想図）

令和6年度の主な工事等

- 今掘（東近江）県営住宅第Ⅱ期建替工事（継続）
- 県立ヨットハーバー艇庫その他新築工事（継続）
- 能登川高校ボクシング練習場新築その他工事

2 営繕業務のDX化の推進

当課では、受発注者の業務の効率化や働き方改革を目的として、ICTを活用した営繕業務のDX化を推進しています。その一環として、令和4年度にBIM（ビルディング・インフォメーション・モデリング）の導入や、タブレット端末、現場監理アプリ等の導入を行い、令和5年度から設計業務委託の発注をモデル的に実施しています。

計画建物を3次元で可視化することにより、建物の完成イメージの共有や図面チェック等で活用しています。



BIMを活用した建築設計業務

3 県有建築物長寿命化の推進

県有建築物約4,030棟（延べ床面積約147万㎡）のうち築50年を経過するものは令和7年度には25%以上となる見込みであり、今後順次更新時期を迎えることから、施設の整備や維持管理を効果的に行い、長寿命化を図っていくことが喫緊の課題です。

建築課では、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針（平成28年3月策定）」に基づき県有建築物の点検、調査を実施して長期保全計画書作成の支援を行っています。また、平成28年度からは計画に基づく予防保全工事が開始され、屋根防水や外壁の改修、電気・機械設備の更新等を行い施設の保全業務をサポートしています。

